

## 浜の活力再生プラン

## 1 地域水産業再生委員会

組織名	三宅島地区地域水産業再生委員会
代表者名	関 恒美

再生委員会の構成員	三宅島漁業協同組合 三宅村（観光産業課） 東京都三宅支庁（産業課）
オブザーバー	東京都漁業協同組合連合会

※再生委員会の規約及び推進体制の分かる資料を添付すること

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	三宅島周辺地先海面	ひき縄漁業 底魚一本釣り漁業 マグロ浮きはえ縄漁業 イセエビ刺網漁業 タカベ刺網漁業 採介藻漁業 定置網漁業  合計 33 名
-----------------------	-----------	---

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること

## 2 地域の現状

## (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>東京の島しょ周辺海域は、海底の起伏が激しく、伊豆諸島三宅島周辺海域では黒潮が流去するため、わが国有数の漁場が形成され、三宅島においても漁業が島の主要な産業として発展してきた。三宅島は平成 12 年の雄山噴火災害により、その後 4 年半にわたる避難生活を余儀なくされ、平成 17 年 2 月に一斉帰島した。</p> <p>帰島後の三宅島の漁業は、カツオ・クロマグロ等を漁獲する「ひき縄漁業」、キンメダイ・メダイ類を漁獲する「底魚一本釣り漁業」、クロマグロ・キハダマグロ等を漁獲する「マグロ浮きはえ縄漁業」、漁期や漁場等に制限を設けた「イセエビ刺し網漁業」、「タカベ刺網漁業」、「採介藻漁業」がある。</p> <p>水揚げされた漁獲物は、島内の小売店等が鮮魚を直接漁協から購入しているほか、島の玄関口である阿古漁港に平成 7 年に整備（平成 26 年に改修）された漁協直営の展示販売施設「いきいきお魚センター」を通じ、島民や観光客が購入し、全体の水揚量の約 2 割が島内で消費されてい</p>
---

る。そして、残りの約8割が漁協を通じ、東京都漁連による受託販売で築地、神奈川等の消費地市場に出荷されている。また、平成26年から航空機を用いた、都内空港（調布飛行場）周辺地域への高鮮度出荷に取り組んでいる。航空便は1日3便就航しているが、水産物については午前の第1便にて1回あたり70～80kg 輸送しており、主に定置網で漁獲されるムロアジ・ゴマサバ等の鮮魚や低利用資源を高鮮度で出荷している。調布周辺の小売店や飲食店と直接取引により、市場価格に比べ高値で取引が可能のため、徐々に販売先を増やしている。

しかし、雄山噴火により発生した火山泥流の影響を受け漁場の荒廃が進み、噴火前の漁業生産の下支えとなったテングサやトサカノリ等海藻類やイセエビの水揚げが激減している。そのため、一斉帰島後の平成17年以降の漁業生産は上述した漁船漁業が中心となり、全体の水揚げの9割以上を占めている。年間の水揚げ金額は増加傾向にあり、その一因としてキンメダイの魚価高騰とそれに伴う漁獲増加が挙げられる。今後もキンメダイ等の底魚一本釣り漁業への依存が高まっていくことが予想されることから、持続可能な漁業活動のために適切な資源管理の実施が必要とされている。

## (2) その他の関連する現状等

急速な円安に伴う燃料や漁業資材の高騰による漁船漁業をめぐる環境の悪化に加え、漁業就労者の中心となる正組合員の約40%が70歳以上であり、漁業就労者の高齢化及び後継者不足による漁業者の減少によって三宅島における漁業活動を支える環境はより厳しさを増している。また、かつての主要漁業であったカツオひき縄漁業についても、近年不漁傾向が継続し、キンメダイ等の底魚一本釣り漁業への転換に伴う操業コストの増加も漁家経営の負担となっている。

今後、漁業就労者の高齢化及び後継者育成を大きな課題ととらえ、後継者及び担い手の確保に向けた取組を進める必要がある。

## 3 活性化の取組方針

### (1) 基本方針

①新規就業者対策として、後継者育成事業（都・村）による研修制度修了者に対し、新規就業者特別対策交付金（水産庁）を活用し、漁船・漁具等の取得に要する初期投資の軽減を図ることで、漁業就業者の増大と定着を図る。

②食育、地産地消及び三宅島産水産物のブランド化の取組を推進する。

③展示販売施設の利活用と販路拡大を推進する。

④噴火災害による漁業生産の回復と周辺漁場の管理保全を図る。

⑤漁業コストの削減を推進する。

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都漁業調整規則により、採捕できる水産動物の体長制限や採捕禁止期間を設けるとともに漁法の制限等を行っている。</li> <li>・地元漁場の「北黒瀬」におけるマグロ浮きはえ縄漁業の協議会が設立され、漁業者が主体となって漁場や操業秩序の維持に向けた取組を行っている。</li> <li>・底魚一本釣り漁業では、キンメダイの資源保護のため1縄あたりの針数、漁業者1人あたりの縄数等の制限を設けている。</li> <li>・採介藻漁業では、禁漁期間・区域等を設け資源の管理・保全に努めている。</li> </ul>
---

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成28年度）

<p>漁業収入向上のための取組 （単年度1%向上）</p>	<p>①都及び三宅村による短期・長期漁業研修事業による漁業研修を修了した漁業後継者の独立支援のため、漁協が主体となって国の新規就業者特別対策交付金を活用し、新規就業者が漁船や漁具等の取得に要する初期投資の軽減を図ることで、漁業就業者の増大と定着を図る。</p> <p>②漁協、村及び支庁は三宅島の水産物をまとめたパンフレットを製作し、島内で魚の食べ方・調理の仕方を紹介する際に配布し、認知度の上昇及び魚食普及を図る。定置網で水揚げされるムロアジ・ゴマサバの血抜き方法を定置網職員が中心となってマニュアル化することで品質の安定を図り、航空便等を活用した鮮魚での販売を進める。</p> <p>③地元の水産物を原料とした加工品（ムロアジ等を用いた学校給食や都庁の食堂で提供可能な干物・すり身、冷凍品等）をお魚センターにおいて生産・販売していく。低利用魚を中心とした航空便での島外出荷について漁協内の協力体制を構築する。</p> <p>④トコブシについて、計画的な操業と管理を漁協と採介藻部会（漁業者グループ）で行いつつ、天候や海況により年度内に利用できなかった漁場を対象に、転石作業により漁場の維持を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組 （単年度1%削減）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者は、漁船の燃費向上のため、船底清掃を実施する。</li> <li>・全漁業者は、燃油使用量を削減するため、減速航行を実施する。</li> <li>・漁協、村及び支庁は、魚食普及活動や加工品生産の拡大の促進することで、島内消費を増やし輸送コストの削減を図る。</li> <li>・気象や漁場の情報を全漁業者で共有することで燃油コストの削減を図る。</li> <li>・漁協は今後の燃油急騰に対する備えとして、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。</li> </ul>

活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就業者特別対策交付金</li> <li>・漁業経営セーフティーネット構築事業</li> </ul>
-----------	---

2年目（平成29年度）

<p>漁業収入向上のための取組 （単年度1%向上）</p>	<p>①都及び三宅村による短期・長期漁業研修事業による漁業研修を修了した漁業後継者の独立支援のため、漁協が主体となって国の新規就業者特別対策交付金を活用し、新規就業者が漁船や漁具等の取得に要する初期投資の軽減を図ることで、漁業就業者の増大と定着を図る。</p> <p>②漁協、村及び支庁は島内で魚の食べ方・調理の仕方を紹介する機会を継続的に設け、認知度の上昇及び魚食普及を図る。漁協主導で漁船漁業における鮮度保持の方法を共有し、品質の安定化を図る。お魚センターにおいて、加工品のパッケージを統一し、干物のラベル（デザイン）等を委託により製作することで、消費者に対しブランドイメージの浸透を図る。</p> <p>③地元の水産物を原料とした加工品を展示販売施設において継続的に生産・販売していく。航空便での出荷について漁協内の協力体制を確立する。</p> <p>④トコブシの漁場について、計画的な操業と管理を漁協と採介藻部会で行いつつ、天候や海況により年度内に利用できなかった場所を対象に、転石作業により漁場の維持を図る。イセエビ刺網漁業解禁時期にて出荷できないイセエビは各漁業者が禁漁区域に放流し資源の維持保全を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組 （単年度1%削減）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者は、漁船の燃費向上のため、船底清掃を実施する。</li> <li>・全漁業者は、燃油使用量を削減するため、減速航行を実施する。</li> <li>・漁協、村及び支庁は、魚食普及活動や加工品生産の拡大の促進することで、島内消費を増やし輸送コストの削減を図る。</li> <li>・気象や漁場の情報を全漁業者で共有することで燃油コストの削減を図る。</li> <li>・漁協は今後の燃油急騰に対する備えとして、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。</li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就業者特別対策交付金</li> <li>・離島漁業再生支援交付金</li> <li>・漁業経営セーフティーネット構築事業</li> </ul>

3年目（平成30年度）

<p>漁業収入向上のための取組 （単年度1%向上）</p>	<p>①短期漁業研修事業、長期漁業研修事業による漁業研修を修了した漁業後継者の独立支援のため、漁協が主体となって新規就業者特別対策交付金を連携させ初期投資の軽減を図ることで、漁業就業者の増大と定着を図る。</p> <p>②漁協、村及び支庁は島内で魚の食べ方・調理の仕方を紹介する機会を継続</p>
-----------------------------------	--

	<p>的に設け、認知度の上昇及び魚食普及を図る。展示販売施設において、加工品のパッケージを統一し、ブランドイメージの浸透を図る。漁協主導の鮮度保持の取組として、船上での鮮度保持技術の共有化を進め、殺菌海水装置・冷却装置の導入に向け準備を進めていく。</p> <p>③地域おこし協力隊と協力しながら、展示販売施設にて地元の水産物を原料とした加工品の開発・生産・販売を進めていく。航空便での出荷について漁協内の協力体制のもと進めていき、鮮魚に加えて加工品の出荷も行う。</p> <p>④トコブシの漁場について、計画的な操業と管理を漁協と採介藻部会で行いつつ、天候や海況により年度内に利用できなかった場所を対象に、転石作業により漁場の維持を図る。イセエビ刺網漁業解禁時期にて出荷できないイセエビは各漁業者が禁漁区域に放流し資源の維持保全を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組 (単年度1%削減)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者は、漁船の燃費向上のため、船底清掃を実施する。</li> <li>・全漁業者は、燃油使用量を削減するため、減速航行を実施する。</li> <li>・漁協、村及び支庁は、魚食普及活動や干物・すり身等の加工品生産の拡大の促進することで、島内消費を増やし輸送コストの削減を図る。</li> <li>・気象や漁場の情報を全漁業者で共有することで燃油コストの削減を図る。</li> <li>・漁協は今後の燃油急騰に対する備えとして、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就業者特別対策交付金</li> <li>・離島漁業再生支援交付金</li> <li>・漁業経営セーフティーネット構築事業</li> <li>・地域おこし協力隊</li> </ul>

4年目（平成31年度）

<p>漁業収入向上のための取組 (単年度1%向上)</p>	<p>①短期漁業研修事業、長期漁業研修事業による漁業研修を修了した漁業後継者の独立支援のため、漁協が主体となって新規就業者特別対策交付金を連携させ初期投資の軽減を図ることで、漁業就業者の増大と定着を図る。</p> <p>②漁協、村及び支庁は島内で魚の食べ方・調理の仕方を紹介する機会を継続的に設け、認知度の上昇及び魚食普及を図る。展示販売施設で生産される加工品のパッケージを統一し、ブランドイメージの浸透を図る。漁協主導の鮮度保持の取組として、船上での鮮度保持技術の共有化を進め、殺菌海水装置・冷却装置の導入を進めていく。</p> <p>③地元の水産物を原料とした加工品の開発・生産・販売を、引き続き展示販売施設にて、地域おこし協力隊と協力して行う。航空便での出荷について漁協内の協力体制のもと進めていき、鮮魚に加え加工品の出荷も行う。</p> <p>④トコブシの漁場について、計画的な操業と管理を漁協と採介藻部会で行い</p>
-----------------------------------	--

	<p>つつ、天候や海況により年度内に利用できなかった場所を対象に、転石作業により漁場の維持を図る。イセエビ刺網漁業解禁時期にて出荷できないイセエビは各漁業者が禁漁区域に放流し資源の維持保全を図る。採介藻部会が中心となりテングサの増殖効果のある石材を漁場に設置することで資源回復を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組 (単年度1%削減)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者は、漁船の燃費向上のため、船底清掃を実施する。</li> <li>・全漁業者は、燃油使用量を削減するため、減速航行を実施する。</li> <li>・漁協、村及び支庁は、魚食普及活動や加工品生産の拡大の促進することで、島内消費を増やし輸送コストの削減を図る。</li> <li>・気象や漁場の情報を全漁業者で共有することで燃油コストの削減を図る。</li> <li>・漁協は今後の燃油急騰に対する備えとして、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就業者特別対策交付金</li> <li>・離島漁業再生支援交付金</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業</li> <li>・地域おこし協力隊</li> </ul>

5年目（平成32年度）

<p>漁業収入向上のための取組 (単年度1%向上)</p>	<p>①短期漁業研修事業、長期漁業研修事業による漁業研修を修了した漁業後継者の独立支援のため、漁協が主体となって新規就業者特別対策交付金を連携させ初期投資の軽減を図ることで、漁業就業者の増大と定着を図る。</p> <p>②漁協、村及び支庁は島内で魚の食べ方・調理の仕方を紹介する機会を継続的に設け、認知度の上昇及び魚食普及を図る。展示販売施設で生産される加工品のパッケージを統一し、ブランドイメージの浸透を図る。漁協主導の鮮度保持の取組として、船上での鮮度保持技術の共有化を進め、殺菌海水装置・冷却装置の導入を完了させる。</p> <p>③地元の水産物を原料とした加工品の開発・生産・販売を、引き続き展示販売施設にて、地域おこし協力隊と協力して行う。航空便での出荷について漁協内の協力体制のもと進めていき、鮮魚に加え加工品の出荷も行う。</p> <p>④トコブシの漁場について、計画的な操業と管理を漁協と採介藻部会で行いつつ、天候や海況により年度内に利用できなかった場所を対象に、転石作業により漁場の維持を図る。イセエビ刺網漁業解禁時期にて出荷できないイセエビは各漁業者が禁漁区域に放流し資源の維持保全を図る。採介藻部会が中心となりテングサの増殖効果のある石材を漁場に設置することで資源回復を図る。</p>
-----------------------------------	---

漁業コスト削減のための取組 (単年度1%削減)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全漁業者は、漁船の燃費向上のため、船底清掃を実施する。</li> <li>・全漁業者は、燃油使用量を削減するため、減速航行を実施する。</li> <li>・漁協、村及び支庁は、魚食普及活動や加工品生産の拡大の促進することで、島内消費を増やし輸送コストの削減を図る。</li> <li>・気象や漁場の情報を全漁業者で共有することで燃油コストの削減を図る。</li> <li>・漁協は今後の燃油急騰に対する備えとして、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。</li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就業者特別対策交付金</li> <li>・離島漁業再生支援交付金</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業</li> <li>・地域おこし協力隊</li> </ul>

#### (4) 関係機関との連携

<p>三宅島漁協を含む漁業関係者及び漁業者と行政（東京都、三宅村）、系統団体（東京都漁業協同組合連合会）との連携を強化するとともに、観光協会や商工会等の関係団体との連携も推進することで、地域一体となった取組を推進する。</p> <p>例：「着地型ツアー」として東海汽船第1便が朝5時に阿古漁港に就着したあと、漁協が定置網・荷捌き見学を開催。商工会の島市（しまいち）に積極的に水産物を出品。</p>
--

## 4 目標

### (1) 数値目標

漁業所得の向上	%以上	基準年	平成	年度：	漁業所得	千円
		目標年	平成	年度：	漁業所得	千円

### (2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

## 5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
新規就業者特別対策交付金	短期・長期の漁業研修を修了した漁業後継者の独立支援を行い、漁業就業者の増大と定着を図る。

離島漁業再生支援交付金	三宅島漁業集落が、水産加工品開発・流通・販売対策等に取り組むことにより、漁業収入の向上を図る。
漁業経営セーフティネット構築事業	燃油高騰による漁業経費の増加に備えることで、漁業経営の安定を図る。
地域おこし協力隊	展示販売施設における水産加工品開発・販売対策等に島外の若者のアイデアを活かして取り組むことにより、漁業収入の向上を図るとともに漁業関係者の定住を促進する。

※関連事業には、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。